

未納税移出先承認申請書の記載要領等

この申請書は、法令において具体的に規定する事由以外に未納税移出をすることにつきやむを得ない事情がある場合、その他未納税移出することについて所轄税務署長の承認を受けることとされている場合に、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けるために提出するものです。

【記載要領】

様式の注意書きによるほか、次のことに注意します。

- 1 この承認が与えられる場合の具体的事例は、たばこ税法取扱通達第 25 条《未納税移出の承認の取扱い》、揮発油税法基本通達第 60 条《未納税移出の承認範囲》に掲げられています。
- 2 この申請に基づく承認書に記載された移出期間終了後においても、引き続き未納税移出をしようとする場合には、改めて承認の申請をします。
- 3 「〃」や「同上」は記載しないでください。